

# 公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づき、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業 長瀬地区）の土地改良事業計画の概要につき岡崎市と協議したいので、同条第 7 項において準用する法第 87 条の 2 第 8 項の規定により土地改良事業計画の概要を縦覧に供します。

なお、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、令和 8 年 7 月 13 日までに岡崎市長に意見書を提出してください。

令和 8 年 6 月 16 日

愛知県知事 大 村 秀 章

- 1 書類の名称  
土地改良事業計画の概要書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 8 年 6 月 16 日（火）から令和 8 年 7 月 13 日（月）まで
- 3 縦覧の場所  
岡崎市役所
- 4 意見書の提出方法  
書面にて直接岡崎市役所へ提出